

## 新旧地番をご確認ください

# 今宿東土地区画整理事業が終わりました

平成6年から始まりました「毛呂山・越生都市計画事業今宿東土地区画整理事業」は、令和2年3月27日（金）に埼玉県知事による換地処分公告があり、翌日の3月28日（土）から事業区域内の全ての地番及び大字界の一部が変わりました。

新旧地番等の詳細は、町ホームページをご覧ください。役場まちづくり推進課、東出張所、町立図書館、または今宿コミュニティセンターの窓口でご確認ください。

■問合せ 役場まちづくり推進課 ☎ 296-5893



新たな大字界(図)

## 所得税などの申告期限・納付期限延長に関するお知らせ

### ■確定申告について

3月16日（月）を期限としていた所得税などの申告・納付については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から4月16日（木）まで延長されています。なお、役場での所得税に関する確定申告書の相談は終了しています。これから申告書を提出される方は、東松山税務署へ提出してください。

### ■口座振替日（所得税・消費税）の変更について

申告・納付期限の延長に伴い、下記のとおり口座振替日の変更されました。

- ・所得税及び復興特別所得税 【5月15日（金）】
- ・消費税及び地方消費税 【5月19日（火）】

※新たに口座振替をご利用の方や、転入等により申告書の提出先（税務署）が変わった方、ご利用の金融機関を変更される方は、納税の期限までに東松山税

務署に「預貯金口座振替依頼書」をご提出ください。

### ■町民税・県民税の申告期限延長について

所得税などの申告・納付期限延長に伴い、町民税・県民税についても、申告期限を4月16日（木）まで延長しました。

なお、申告書は役場税務会計課で受け付けています。

■問合せ 町民税・県民税関係 役場税務会計課 ☎ 296-5892、所得税関係 東松山税務署 ☎ 0493-22-0990

区分	申告書の提出先
町民税 県民税	役場税務会計課 平日 午前8時30分～午後5時15分
所得税等	東松山税務署 平日 午前8時30分～午後4時 ※相談は午前9時から

## 鳩山町公有財産利活用基本方針（案）が答申されました



答申書を小峰町長へ手渡す石井委員長(写真左)

3月11日、町長室において鳩山町公有財産及び公の施設管理運営町民検討委員会の石井委員長から小峰町長へ答申書（鳩山町公有財産利活用基本方針案）が手渡されました。

公募委員や関係団体等で構成された同委員会では、平成31年2月からこれまで全10回の会議を行い、公有財産の利活用について検討してきました。そして12月26日から1月31日まで実施したパブリックコメントで寄せられた意見を踏まえて方針案を策定し、答申しました。なお、答申された方針案は、3月19日に町の政策会議で承認され、正式に町の基本方針となりました。

今後はこの基本方針に基づいて町有財産である土地、建物、物品（美術品を含む）などの管理・運用・処分に取り組みます。



## 町内業者をご利用の場合はご活用ください

# 住宅のリフォーム資金を補助します

町内業者により、お住まいの住宅を改修する場合、その費用の一部を町で補助します。

### ■対象 次の①～⑥すべてに該当する方（1住宅1回のみ）

- ①申し込み時に本町に住民登録をしている方
- ②補助対象となる住宅の所有者で、同住宅に居住している方
- ③申し込み時点で町税を滞納していない方
- ④対象工事が上期分の場合は同年9月末までに、下期分の場合は翌年3月末までに工事が完了すること
- ⑤対象工事について、町が実施する同様の補助金等を受けていない方
- ⑥補助金交付決定前に工事等を着工していないこと（※申請後に現場確認を行い、決定通知を交付）

### ■補助対象工事 町内業者が行う20万円以上（税別）の個人住宅の改修工事。

※増築及び部分的な修繕工事は除きます。

例…建物の内外装の改修工事、居室・居間・玄関・台所・トイレなどの改修工事（ただし、公共下水道等への接続工事は除きます。）

受付区分	受付期間	公開抽選日
上期分	4月9日（木）～ 20日（月）午後5時	4月22日（水） 午前10時から。 役場301会議室。
下期分	9月10日（木）～ 28日（月）午後5時	9月30日（水） 午前10時から。 役場301会議室。

■補助金額 改修工事に要した費用の100分の5に相当する金額で、1件あたり10万円を限度とします。（千円未満切り捨て）

■受付期間 上表のとおりとなります。

※産業環境課窓口で番号札受け取った後、抽選会場へお越しください。

※上期・下期受付分とも補助金の予算総額は50万円です。

■必要書類 【受付時に必要な書類】鳩山町住宅リフォーム補助金交付申請書（窓口にて配布）、改修の見積書の写し、改修工事の図面

【抽選後に必要な書類】住民票の写し、町税（国民健康保険税も含む）納税証明書、家屋所有証明書

■書類提出先・問合せ 役場産業環境課 ☎ 296-5895



## 投・開票日は7月5日（日）

# 鳩山町長選挙のお知らせ

令和2年7月15日の任期満了に伴う、鳩山町長選挙の主な日程は次のとおりです。

月日	時間	内容	場所
5月28日（木）	午後2時から	立候補予定者説明会	役場3階305会議室
6月23日（火）	午前9時30分～正午	立候補届出関係書類の事前審査	役場3階305会議室
6月30日（火）	午前8時30分～午後5時	告示日 立候補届出の受付	役場3階305・306会議室
7月1日（水）～ 7月4日（土）	午前8時30分～午後8時	期日前投票・不在者投票受付期間	役場1階ホール
7月5日（日）	午前7時～午後8時	投票	各投票所
	午後9時から	開票	役場3階305・306会議室

■問合せ 町選挙管理委員会（役場総務課） ☎ 296-1214、FAX296-2594



## 4月12日から電話・FAXで申込受付開始 令和2年度 成人健(検)診

令和2年度の成人健(検)診を希望される方は電話、またはFAXでお申込ください。

■**申込受付開始日** 4月12日(日)午前8時30分～午後5時15分

※4月12日(日)以降の受付は、平日の月曜から金曜

までの午前8時30分～午後5時15分  
※いずれの健(検)診も、申込順の受付となり、定員になり次第締め切らせていただきます。

■**申込・問合せ** 町保健センター ☎ 296-2530、FAX 296-2832、または臨時電話 ☎ 298-1136 (12日のみ)

区分	健(検)診の種類	実施日	実施場所
集団健(検)診	特定健診、いきいき長寿健診、いきいき30健診、大腸がん検診、結核・肺がん検診、喀痰細胞診検査、胃がん検診、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検診	5月23日(土)・24日(日)・25日(月) 9月5日(土)・6日(日)・7日(月)	地域包括ケアセンター
	乳がん検診	6月19日(金)・20日(土)・21日(日) 7月28日(火)・29日(水)	保健センター
個別健(検)診	特定健診、いきいき長寿健診、大腸がん検診、胃がん検診、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検診、乳がん検診、子宮がん検診	6月1日(月)～令和3年3月31日(水)	指定医療機関

※集団健(検)診では、健診・がん検診(乳がん除く)及び肝炎ウイルス検診を同日に受診できます。

※骨粗しょう症検診については、日程等決まり次第、広報等でお知らせします。

※詳しくは、広報4月号と同時配布の『令和2年度鳩山町健(検)診カレンダー』をご覧ください。



## 接種を希望の方は事前に保健センターへお問い合わせください 高齢者肺炎球菌ワクチン定期予防接種

肺炎球菌ワクチンは、すべての肺炎に有効ではないものの、肺炎の主な原因である「肺炎球菌」による肺炎にかかった際に「軽症で済む」「抗生物質が効きやすい」などの効果を得ることができます。

しかし、肺炎球菌ワクチンは5年以内に再接種した場合、注射部位の痛み、発赤、硬化等の副反応が強くなりやすいとの報告があるため、接種前には接種歴を必ず確認するなど注意が必要です(厚生労働省・肺炎球菌感染症(高齢者)Q&A参照)。

令和2年度の対象者に該当する方は、事前に町保健センターへご連絡ください。

■**対象者** 以下の項目に該当する方  
①下表の生年月日の方(誕生日前から接種可能です)

②過去に成人用肺炎球菌ワクチンを接種したことがない方

■**対象期間** 4月1日～令和3年3月31日まで

■**接種回数** 1回限り ※過去に接種したことのある方は対象外となります。

■**接種費用** 自己負担5,000円 ※生活保護者は無料

■**接種方法** 対象者に該当し、接種を希望する方は、町保健センターへご連絡ください。接種歴等を確認後、接種方法等の詳細をご案内します。

■**問い合わせ** 町保健センター ☎ 296-2530

令和2年度の成人用(高齢者)肺炎球菌ワクチン定期接種対象者			
65歳	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	70歳	昭和25年4月2日～昭和26年4月1日
75歳	昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	80歳	昭和15年4月2日～昭和16年4月1日
85歳	昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	90歳	昭和5年4月2日～昭和6年4月1日
95歳	大正14年4月2日～大正15年4月1日	100歳	大正9年4月2日～大正10年4月1日
60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器の機能、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方(身体障害者1級程度)			

## まちづくりに参画してみませんか はとやま健康向上委員会委員を公募します

はとやま健康向上委員会は、町長の諮問に応じ町の健康づくりに関する計画の策定及び推進等に関して必要な調査と審議を行う機関です。住民参加による健康づくりに関する施策を総合的に推進するため、委員6人を公募します。

■**応募資格** 次の要件すべてに該当する方

①本町に引き続き1年以上住所を有する方

②令和2年4月1日現在満20歳以上の方

③応募日現在において本町の審議会等の2件以上の公募委員となっていない方

④原則として、過去の審議会等への公募委員就任回数が5回以上でない方

■**募集人数** 6人(男性3人、女性3人) ※一般公募

■**任期** 令和2年6月1日～令和4年5月31日

■**開催予定回数** 年間4回程度

※委員報酬はありません。

■**応募方法** 4月23日(木)までに町保健センター、または役場東出張所に備え付けの応募用紙に必要事項を記入のうえ、町保健センター、または役場東出張所へ提出してください。なお、郵送で提出する際は、町保健センター宛にお願いします(当日必着)。

■**委員の決定**

①応募者が定員に満たない場合は、応募資格を確認のうえ、原則として応募者を委員に決定します。

②応募者が定員を超えた場合には、公開抽選により委員を決定します。

■**公開抽選日** 4月24日(金)午前9時から町保健センターで実施します。 ※立ち会い可能な公開抽選を実施する場合は、応募者へお知らせします。

■**問合せ** 町保健センター ☎ 296-2530

## 不正取得を防ぐために 本人通知制度をご利用ください



本人通知制度は、住民票の写しや戸籍謄(抄)本などの不正請求を抑制し、不正取得による個人権利侵害の防止を図るための制度です。登録しておくこと、交付年月日や交付した証明書の種類及び通数などが通知され、不正取得が防止できます。

ぜひ、本人通知制度にご登録ください

■**登録できる方** 町の住民基本台帳、または戸籍簿・除籍簿に記載がある方、過去に記載があった方

■**登録に必要なもの** 印鑑、本人確認書類【運転免許

証、マイナンバーカード、パスポート、住民票の写し(住所も本籍も町外の方のみ)】※代理人の場合は、委任状

■**登録事項** 氏名、現住所、通知を希望する戸籍の本籍地番・住民票の住所など

■**対象となる証明書** 住民票(除票含む)の写し、住民票記載事項証明書、戸籍(除籍)全部(個人・一部)事項証明書、戸籍の附票(除附票を含む)の写し

■**問合せ** 町民健康課 ☎ 296-5891



## マイナンバーカード取得や 電子証明書の更新に関する相談を受付けています

勤務先や金融機関へのマイナンバーの提出には、一枚でマイナンバー提示と身分証明ができるマイナンバーカードが便利です。

○申請後のマイナンバーカードの受取りや取得  
○電子証明書の更新に関する相談・手続きについて、右記の日程で職員が対応します。

この機会にマイナンバーカードを取得しましょう。

■**場所・問合せ** 役場町民健康課 ☎ 296-5891

### 4・5月の予定

■**日時** <平日> 4月1日(水)・15日(水)  
午後5時15分～7時  
<休日> 4月12日(日)・25日(土)  
午前9時～正午  
5月10日(日)・23日(土)  
午前9時～午後3時